

産休期間中の保険料免除について

産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○ 次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の以下の配慮措置を講ずる。

○産前産後休業期間中の保険料徴収の特例

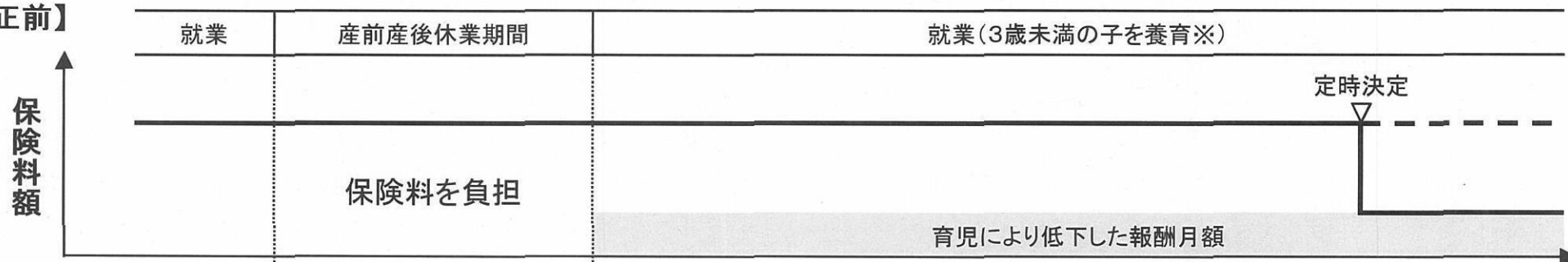
・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

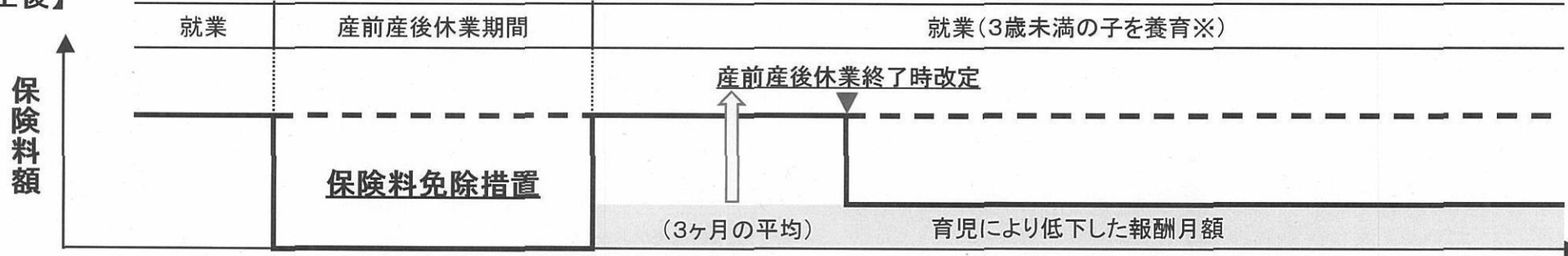
○産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

【改正前】



【改正後】



※ 太い実線(——)は保険料算定上の標準報酬月額、太い破線(---)は給付額算定上の標準報酬月額

※ 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額を下回る場合、その期間は従前の標準報酬月額を基に年金額を計算

(参考) 厚生年金保険法における次世代育成支援

- 厚生年金保険法においては、次世代育成支援の観点から、育児休業を取得した被保険者に対して、①育児休業等期間中の保険料免除、②育児休業等を終了した際の標準報酬月額の特例、③3歳未満の子の養育期間における従前標準報酬月額みなし措置が講じられている。

具体的内容

1. 育児休業等期間中の保険料免除

子が3歳に到達するまでの育児休業または育児休業の制度に準ずる措置に基づく休業(以下「育児休業等」という。)の期間について、厚生年金保険料が免除される。(厚生年金保険法第81条の2)

2. 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の特例

育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3か月間の報酬の平均額を報酬月額として標準報酬月額を改定する。(厚生年金保険法第23条の2)

3. 3歳未満の子の養育期間における従前標準報酬月額みなし措置

3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合、従前標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、年金額が計算される。(厚生年金保険法第26条)

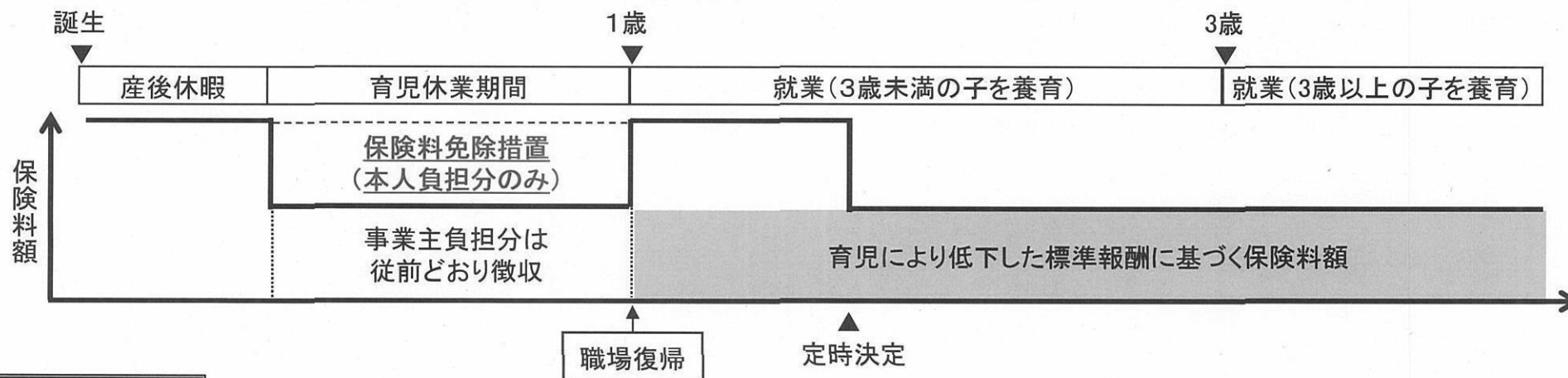
趣旨・給付の財源

- この仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境づくりに資するという次世代育成支援の観点から設けられたものである。他方で、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面もあり、このため、保険料免除期間の年金給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われている(税財源は投入されていない)。

育児休業期間中の保険料免除に関する改正経過

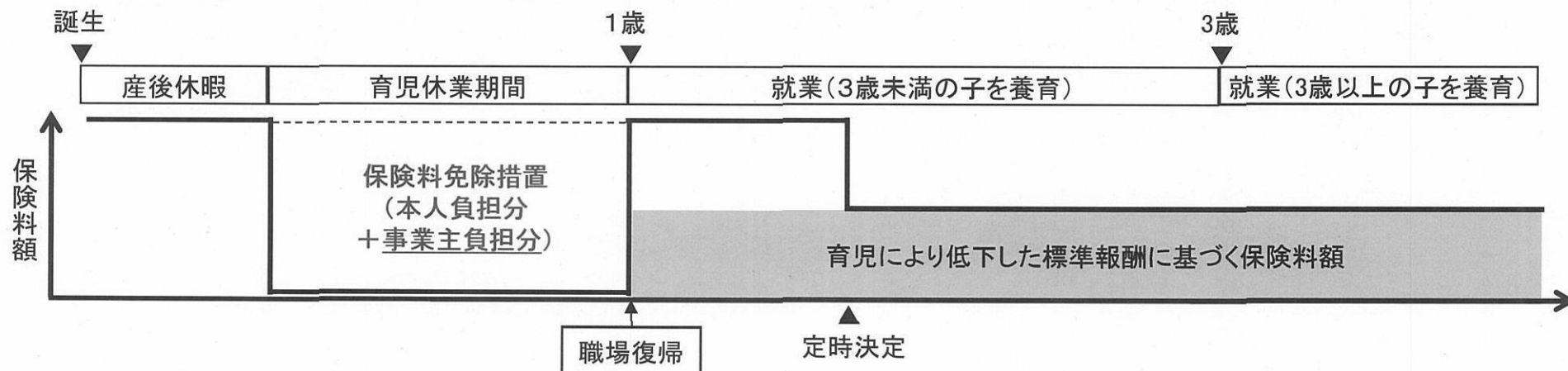
平成6年改正

- 育児休業期間(子が1歳に到達するまで)中の厚生年金保険料の本人負担分を免除。
- 保険料免除期間は、保険給付の面では、保険料拠出を行った期間と同様に取り扱う。



平成12年改正

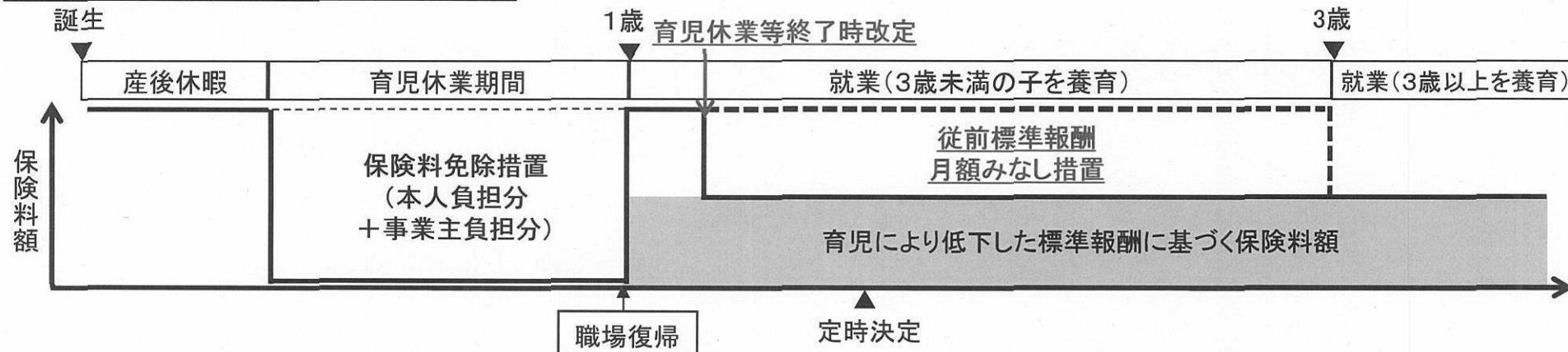
- 育児休業期間中の厚生年金保険料を本人負担分だけでなく事業主負担分も免除。



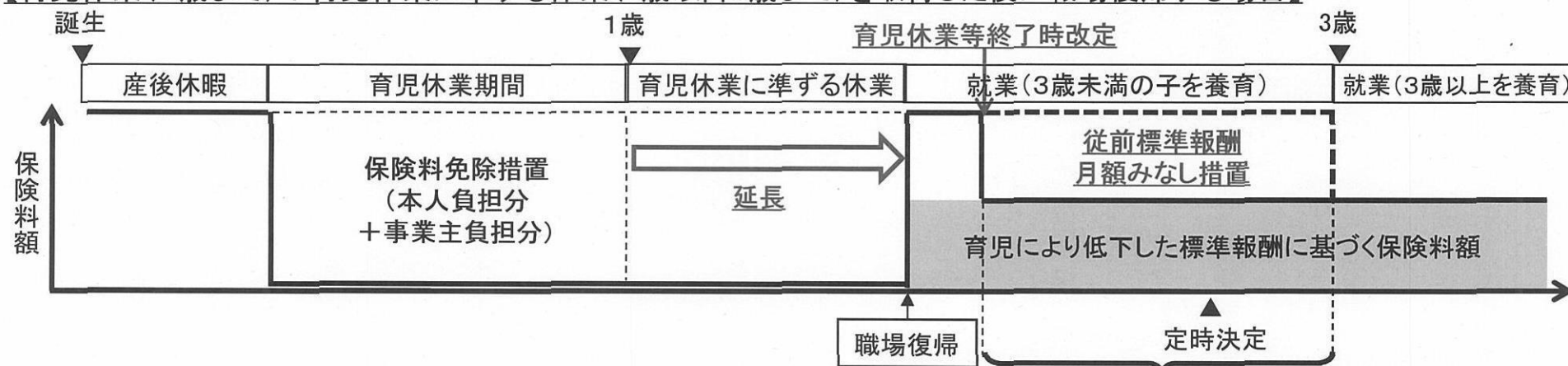
平成16年改正

- 育児休業等期間のうち、子が3歳に到達するまでの期間について、保険料免除制度を拡充。
- 3歳未満の子を養育しながら就業を継続する者への給付算定上の配慮措置の創設。

【育児休業終了後に職場復帰する場合】



【育児休業(1歳まで) + 育児休業に準ずる休業(1歳以降3歳まで)を取得した後に職場復帰する場合】



- ① 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3か月間の報酬の平均額を報酬月額として標準報酬月額を改定する。(＝育児休業等終了時改定)。
- ② 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合、従前標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて年金額が計算される。